

## 先進事例の条例・規則・要綱等



# 札幌市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

平成29年 3月31日

市長 決 裁

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指し、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (定 義)

第2条 この要綱において、「性的マイノリティ」とは、典型的とされていない性自認や性的指向を持つ人をいう。

2 この要綱において、「パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。

3 この要綱において、「宣誓」とは、2人が互いのパートナーであることを市長に対して宣誓することをいう。

## (宣誓の対象者の要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 双方が20歳以上であること。

(2) 住所について次のいずれかに該当すること。

ア 双方が市内に住所を有していること。

イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。

ウ 双方が市内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

## (宣誓の方法)

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする両者は、揃って市職員の面前においてパートナーシップの宣誓書（様式第1号）に自ら記入し、市長に提出するものとする。

- 2 宣誓書には、宣誓をしようとする両者の住民票及び独身を証明する書類を添付しなければならない。
- 3 パートナーシップの宣誓をしようとする両者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。
- 4 宣誓書は、市民文化局男女共同参画室において受領するものとする。
- 5 当該パートナーの一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、両者の立会いの下で他の者に代書させることができるものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓をしようとする両者が、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であって、本人の顔写真が貼付されたもの。

(受領証の交付)

第6条 市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、当該宣誓をした両者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)を宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証の再交付)

第7条 受領証の交付を受けた者は、当該受領証の紛失、毀損等の事情により受領証の再交付を希望するときは、第10条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ受領証再交付申請書(様式第3号)により申請することができる。

- 2 前項の申請があったときは、市長は受領証を再交付するものとする。

(受領証の返還)

第8条 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第4号)に受領書を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方が死亡したとき。
- (3) 一方又は双方が市外に転出したとき。

(通称名の使用)

第9条 性別違和等市長が特に必要があると認める場合は、パートナーシップの宣誓における氏名について通称名を用いることができる。

(宣誓書の保存)

第10条 市長は、宣誓書を10年間保存するものとする。ただし、第8条の規定に基づき受領証の返還を受けた場合のほか、パートナーシップの宣誓をした両者が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄するものとする。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

パートナーシップの宣誓にあたっての確認書

私たちは、「札幌市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく「パートナーシップの宣誓」（以下「宣誓」という。）に先立ち、以下の内容を確認したうえで、宣誓を行います。

また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、宣誓書の写しと宣誓書受領証を市に返還いたします。

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

フリガナ  
(通称名) \_\_\_\_\_ )

フリガナ  
(通称名) \_\_\_\_\_ )

確認事項		回答欄（該当するものに□に「レ」を付けてください。）	
要綱第2条 第2項	（関係性） 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである二人の関係であること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
要綱第3条 第1項第1号	（年齢要件） 宣誓当日において、満年齢20歳以上であること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
要綱第3条 第1項第2号	（住所要件） 下記のいずれかに該当すること。 ①双方が市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/> ①に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
	②一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内へ転入を予定している。	<input type="checkbox"/> ②に該当します。 (予定日 年 月 日 / 未定)	
	③双方が市内へ転入を予定している。	<input type="checkbox"/> ③に該当します。 (予定日 年 月 日 / 未定) (予定日 年 月 日 / 未定)	
要綱第3条 第1項第3号	（独身要件） 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係（養子縁組、他都市の同性パートナーシップ制度を含む）にないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
要綱第6条	（公序良俗） 宣誓するパートナーシップの関係が公序良俗に反するものでないこと。 ・宣誓者同士が親子や兄弟姉妹など三親等以内の血族関係でないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
要綱第10条	（宣誓書の保存、廃棄） 宣誓書の保存期間は10年であること。 受領証の返還を受けたときや宣誓者双方が宣誓書の廃棄を希望するときは、保存期間内でもあっても市は宣誓書を廃棄できること。	<input type="checkbox"/> 左記に同意します。	<input type="checkbox"/> 左記に同意しません。

※転入予定の場合は、転入が完了したら転入確認書類（公共料金の請求書、転入先に届いた手紙、住民票など）を男女共同参画課に提出すること。

○総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例

平成31年3月22日  
条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に当たり、多様な性の理解に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育の果たすべき責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、もって全ての人が多様な性を認め合い、人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 全ての人が多様な性を認め合い、個人としての尊厳が重んじられ、性的マイノリティであることによる差別的な扱いや暴力的行為を受けることなく、助け合い、補い合い、かつ、能力を発揮する機会が確保された明るく幸せな地域社会を目指すものとする。

(定義)

第3条 この条例において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 [総社市男女共同参画推進条例\(平成17年総社市条例第169号\)第3条第1号](#)に規定する男女共同参画をいう。
- (2) 性的マイノリティ 性的指向(どの性別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。)や性自認(自己の性別についての認識をいう。)のあり方が多数者とは異なる者をいう。
- (3) カミングアウト 自らが性的マイノリティであることを公表することをいう。
- (4) パートナーシップ 2人の者が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した関係をいう。
- (5) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、パートナーシップの関係である旨を誓うことをいう。

(市の責務)

第4条 市は、[第2条](#)に規定する基本理念にのっとり、施策を総合的に策定し、実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、多様な性の特性を理解するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、多様な性の特性に配慮した体制の整備に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の責務)

第7条 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる者は、多様な性を認め合う意識の形成に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、[次の各号](#)に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱い又は暴力的行為
- (2) 性的マイノリティであることを、本人の意に反して公にすること。
- (3) カミングアウトを強制し、又は禁止すること。

(広報啓発活動)

第9条 市は、多様な性に対する市民及び事業者等の理解を深めるため、必要な広報啓発活動に努めるものとする。

(相談及び苦情の申出)

第10条 何人も、性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱いによって権利が侵害された場合の相談又は苦情を、市長に申し出ることができる。

2 市長は、[前項](#)の申出を受けたときは、関係機関と連携して適切に対応するよう努めるものとする。

(施策の実施)

第11条 市は、多様な性の理解に係る施策について、[総社市男女共同参画推進条例第9条](#)に規定する基本計画に基づき実施するものとし、当該施策の実施に関し必要な事項については、[同条例第15条](#)に規定する審議会において調査審議を行うものとする。

(パートナーシップの宣誓等)

第12条 パートナーシップの宣誓は、宣誓書を市長に提出することにより、これを行う。

2 市長は、パートナーシップの宣誓があった場合は、パートナーシップ登録簿への登録を行うとともに、宣誓をした2人の者に対して、登録証明書に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(その他)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
(総社市男女共同参画推進条例の一部改正)
- 2 [総社市男女共同参画推進条例](#)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略



## パートナーシップの宣誓に係る確認

私たちは、総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則に基づくパートナーシップ宣誓をするにあたり、以下の内容を確認したうえで、宣誓を行います。

また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、パートナーシップ登録証明書を返還いたします。

規則の規定	確認事項		
	項目	どちらかの <input type="checkbox"/> に「✓」を付けてください。	
第3条 第1号	(年齢要件) 宣誓する当日において、双方が成年に達していること	<input type="checkbox"/> 左記に該当します	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません ↓ 宣誓できません
第3条 第2号	(住所要件) 総社市内に住所を有していること又は総社市への転入を予定していること	<input type="checkbox"/> 左記に該当します 転入予定日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません ↓ 宣誓できません
第3条 第3号	(独身要件) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと	<input type="checkbox"/> 左記に該当します	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません ↓ 宣誓できません
第3条 第4号	(公序良俗要件) 当事者同士が、民法第734条第1項に規定される近親者でないこと	<input type="checkbox"/> 左記に該当します	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません ↓ 宣誓できません

## 足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、足立区男女共同参画社会推進条例(平成15年足立区条例第15号)の理念に基づき、区民一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重し、相互理解が進む社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「同性パートナー」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約している性(自認する性を含む。)を同じくする2人の者をいう。

2 この要綱において「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」とは、同性パートナーであることを区長に対して宣誓することをいう。この場合において、当該同性パートナーの一方又は双方に、生計を同一とする未成年の子(実子又は養子をいう。以下同じ。)があり、かつ、当該子の氏名を第4条に規定する宣誓書に記載したときは、当該同性パートナーが当該子に対して生活を共にしている、又は共にすることを約することを宣誓することを含むものとする。

### (宣誓の要件)

第3条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓は、次の要件を満たす同性パートナーに限り、行うことができるものとする。

(1) 双方が成人に達していること。

(2) 双方が足立区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有すること又は一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること若しくは双方とも区内への転入を予定していること。

(3) 双方とも他の者と法律上の婚姻関係にないこと。

(4) 双方とも他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていないこと(次号に規定する場合を除く。)

(5) 既に他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしている場合は、その宣誓書の廃棄を申し出ていること。

(6) 双方が直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと(当該関係が養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が直系血族又は三親等内の傍系血族ではなかった場合を除く。)

(7) 次条に規定する宣誓書に未成年の者の氏名を記載する場合は、当該者が同性パートナーの一方の子であって当該者と生計が同一であること。

### (宣誓の方法及び証明書等の交付)

第4条 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)に必要事項を自ら記入の上、次に掲げる書類を添え、区長に宣誓をして提出しなければならない。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしようとする者の住民票の写し

(2) 前条各号の要件を満たすことがわかる戸籍抄本。ただし、パートナーシップ・ファミ

リーシップの宣誓をしようとする者の双方又は一方が外国籍である場合は、戸籍抄本に代わり、次に掲げる書類のいずれかの提出を求めるものとする。

ア 外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文

イ アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書

（3） 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項に規定する方法により宣誓がされた場合において、提出された宣誓書及び同項各号に掲げる書類を確認の上、前条各号に掲げる全ての要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書（第2号様式。以下「証明書」という。）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード（第3号様式。以下「証明カード」という。）の交付を行うものとする。

3 区長は、証明書及び証明カードの交付の際に、第9条に掲げる本人確認書類の提示を求めるものとする。

（証明書又は証明カードの再交付）

第5条 区長は、前条の規定により証明書及び証明カードの交付を受けた者から、次の各号のいずれかに掲げる事項を理由としてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）の提出があった場合には、証明書又は証明カードを再交付するものとする。

（1） 証明書又は証明カードの紛失

（2） 証明書又は証明カードの毀損又は汚損

2 再交付申請書には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、前項第1号に掲げる事項を理由として宣誓をした日の翌日から起算して3ヶ月以内に再交付申請書を提出する場合は、この限りでない。

（1） 前項第1号に掲げる事項を理由とする場合 前条第1項各号に掲げる書類

（2） 前項第2号に掲げる事項を理由とする場合 再交付を希望する者に係る交付済の証明書又は証明カード

（宣誓書記載事項等の変更）

第6条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の宣誓内容・記載事項変更届兼再交付申請書（第5号様式。以下「記載事項変更届兼再交付申請書」という。）を区長に提出することにより、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓における宣誓の内容又は宣誓書の記載事項を変更しなければならない。

（1） 宣誓書から当該子の氏名を削除するとき。

（2） 宣誓者のいずれかに氏名の変更があったとき。

（3） 宣誓者の一方又は双方が、区内に転入した、又は区内で転居したとき。

（4） 宣誓書に記載した子が成年に達したとき。

2 記載事項変更届兼再交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1） 前項第2号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍抄本又は通称名を証明す

る公的機関からの郵送物等の書類

(2) 前項第3号に該当するときは、転入又は転居した者の住民票の写し

3 区長は、第1項第1号又は第2号の理由により記載事項変更届兼再交付申請書の提出を受けた場合は、証明書及び証明カードを再交付するものとする。

(証明書及び証明カードの返還)

第7条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届(第6号様式。以下「返還届」という。)を区長に提出し、交付済の証明書及び証明カードを返還するものとする。

(1) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 宣誓者の一方が提出した宣誓書の取下げを希望するとき。

(宣誓書の保存)

第8条 区長は、宣誓書等関係書類を10年間保存するものとする。ただし、前条各号のいずれかに該当する場合であって宣誓者が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、区長は、宣誓者から返還届を受領後、これを廃棄する。

(本人確認)

第9条 宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届兼再交付申請書又は返還届の提出のときの本人確認は、次の各号のいずれかの書類の提示により行うものとする。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード

(2) 旅券法(昭和26年法律第267号)第2条第2号に掲げる一般旅券

(3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) その他、区長が適当と認める書類

(通称の使用)

第10条 宣誓者は、宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届兼再交付申請書又は返還届に記載する氏名について、社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称」という。)の使用を希望する場合は、戸籍上の氏名との併記により通称を使用することができるものとする。

2 区長は、宣誓者が通称の使用を希望するときは、証明書及び証明カードに表示する氏名に通称を使用できるものとする。

3 区長は、通称の使用を認める挙証資料として、公的機関からの郵便物等の提示を求めるものとする。

(氏名の削除)

第11条 宣誓書に氏名を記載された者(以下「記載された者」という。)は、満15歳に達した日以後に、区長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等に関する申立書(第7号様式。以下「申立書」という。)を提出することにより、当該記載された者に係る証明書及び証明カードから氏名を削除するよう申し立てることができる。

2 区長は、前項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対して、記載された者の氏

名を削除した証明書及び証明カードを送付することができる。

( 遵守事項 )

第 1 2 条 職員は、性自認又は性的指向の公表に関して、本人に対し強制又は禁止をしてはならない。

2 職員は、本人の同意なくして性自認又は性的指向を公表してはならない。

( 委任 )

第 1 3 条 この要綱の施行について必要な事項は区長が別に定める。

付 則 ( 2 足区男発第 1 5 0 9 号 令和 3 年 2 月 1 0 日 区長決定 )

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

私たちは、足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第3条の要件をすべて満たしているので、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行います。また、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等に表示する氏名は、通称の使用を希望します・希望しません。

※該当する方を○で囲んでください。

（宛先）  
足立区長

年 月 日

宣誓をする者

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

（通称 \_\_\_\_\_ ） （通称 \_\_\_\_\_ ）

住所 〒 \_\_\_\_\_ 住所 〒 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

連絡先 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

※パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をする者に生計を同一とする未成年の子がいる場合は、氏名を記載することができます。

未成年者氏名 \_\_\_\_\_

添付書類 ※該当する番号を○で囲んでください。

- 1 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をする者の住民票の写し
- 2 要綱第3条の要件を満たしていることがわかる戸籍抄本
- 3 その他（未成年者がいる場合は、年齢や生計関係が確認できる書類）  
（ \_\_\_\_\_ ）

**※裏面の確認事項をご記入ください。**

## パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書

私たちは、足立区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、以下の内容を確認しました。

年 月 日

確認事項 ※お二人で確認してください。	確認欄 ※該当する項目に「レ」をつけてください。		
要綱第2条 第1項 第2項	<b>【パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓】</b> 互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約している性（自認する性も含む。）を同じくする2人である。 また、宣誓をする者の一方又は双方に、生計を同一とする未成年の子がおり、かつ、当該子の氏名を宣誓書に記載したときは、宣誓をする者は、当該子に対して生活を共にしている、又は共にすることを約する。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
要綱第3条 第1項第1号	<b>【年齢】</b> 宣誓を行う日において、双方が成人に達している。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
要綱第3条 第1項第2号	<b>【住所】</b> 双方が区内に住所を有する、又は一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定している、若しくは双方とも区内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
要綱第3条 第1項第3号	<b>【配偶者の有無】</b> 双方とも他の者と法律上の婚姻関係にない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
要綱第3条 第1項第4号	<b>【相手以外のパートナーの有無】</b> 双方とも他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしていない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
要綱第3条 第1項第5号	<b>【宣誓書の廃棄】</b> 既に他の者とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしている場合は、その宣誓書の廃棄を申し出ている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
要綱第3条 第1項第6号	<b>【近親者ではない】</b> 直系血族又は三親等内の傍系血族の関係ではない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
要綱第3条 第1項第7号	<b>【未成年の子】</b> ※該当する場合のみ 未成年の者の氏名を記載する場合は、当該者が宣誓をする者の一方の子であって当該宣誓をする者と生計が同一であること。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、多様な生き方、個性及び価値観を受け入れることができる地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、互いが協力し合いながら、継続的に同居して共同生活を行っている、又は継続的に同居して共同生活を行うことを約している、戸籍上の性別が同一である2人の者に係る社会生活関係をいう。
- (2) 宣誓 区長に対し、パートナーシップの関係にある者の双方がパートナーシップの関係である旨を誓うことをいう。

(宣誓をすることができる者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) パートナーシップの関係にあること。
- (2) 宣誓を行う当日において20歳以上であること。
- (3) 住所について次のいずれかに該当すること。
  - ア 宣誓をしようとする者の双方が中野区内(以下「区内」という。)の同一所在地に住所を有していること。
  - イ 宣誓をしようとする者の一方が区内に住所を有し、他方が当該住所を自らの住所とすることを予定していること。
  - ウ 宣誓をしようとする者の双方が区内の同一所在地に住所を有することを予定していること。
- (4) 宣誓をしようとする者の双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者で同居している者を含む。)がないこと。
- (5) 宣誓をしようとする者の双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (6) 宣誓をしようとする者同士が直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと。

(宣誓の方法及び宣誓書受領証の交付)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書兼パートナーシップ宣誓書受領証交付申請書(第1号様式。以下「宣誓書兼申請書」という。)に必要事項を自ら記入の上、次に掲げる書類を添え、区長に宣誓をして提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
  - (2) 戸籍抄本
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- 2 区長は、前項に規定する方法により宣誓がされた場合において、提出された宣誓書兼申請書及び同項各号に掲げる書類を確認の上、前条各号に掲げる全ての要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者の双方に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(第2号様式。以下「宣誓書受領証」という。)を宣誓書兼申請書の写しを添えて交付する。

(2021要綱70・一部改正)

(公正証書等受領証の交付)

第5条 宣誓をしようとする者又は前条第2項の規定により宣誓書受領証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、パートナーシップ公正証書等受領証交付申請書(第3号様式。以下「交付申請書」という。)に必要事項を自ら記入の上、次に掲げる書面を添えて、区長に対し、パートナーシップ公正証書等受領証(第4号様式。以下「公正証書等受領証」という。)の交付を申請することができる。

- (1) 宣誓をしようとする者又は宣誓者の双方についてパートナーシップの関係にある旨を明記した、合意契約公正証書又は宣誓認証若しくは私文書認証を得た書面(以下「公正証書等」という。)
  - (2) 互いが協力し、共同生活に必要な費用を分担することについて合意している旨を明記した公正証書等
  - (3) 療養看護に係る委任について明記された公正証書等
  - (4) 任意後見契約公正証書
  - (5) 財産管理等の委任について明記された公正証書等
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、委任について明記された公正証書等
- 2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、提出された書面の内容を確認し、公正証書等受領証を宣誓者の双方に交付する。



3 前2項の規定は、前項の規定により公正証書等受領証の交付を受けた宣誓者が、次の各号に掲げる事由により公正証書等受領証の交付を受けようとする場合に準用する。この場合における第1項の規定による申請については、当該各号に掲げる書面のほか、既に交付を受けた公正証書等受領証に係る第1項各号に掲げる書面を交付申請書に添付しなければならない。

- (1) 当該交付を受けた公正証書等受領証に係る第1項各号に掲げる書面以外の書面について公正証書等受領証の交付を受けようとする場合
- (2) 当該交付を受けた公正証書等受領証に係る第1項各号に掲げる書面の内容の変更に伴い当該変更後の書面について公正証書等受領証の交付を受けようとする場合

4 前項の規定により準用する第2項の規定により公正証書等受領証の交付の申請をした宣誓者は、当該公正証書等受領証の交付を受ける際に、既に区長が宣誓者双方に交付した公正証書等受領証を区長に返還しなければならない。

(2021要綱70・一部改正)

(宣誓書受領証等の再交付)

第6条 区長は、宣誓者が必要事項を自ら記入したパートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(第5号様式。以下「再交付申請書」という。)により、次に掲げる事項を理由とする宣誓書受領証又は公正証書等受領証の再交付の申請があった場合において、第3条各号に掲げる全ての要件を満たしていると認めるときは、宣誓書受領証又は公正証書等受領証をパートナーシップの関係にある者の双方に再交付するものとする。

- (1) 宣誓書受領証又は公正証書等受領証を紛失したとき。
- (2) 宣誓書受領証又は公正証書等受領証を毀損し、又は汚損したとき。
- (3) 宣誓者の氏名の変更があったとき。
- (4) 宣誓者の双方が転居(住民票上の住所を区内の同一所在地に変更することをいう。)をしたとき。

2 前項の規定による申請をした者は、同項第1号に掲げる事項を理由とする場合を除き、第4条第2項の規定により区長が宣誓者の双方に交付した宣誓書受領証又は第5条第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定により区長が宣誓者の双方に交付した公正証書等受領証を区長に返還しなければならない。

(2021要綱70・一部改正)

(交付申請及び再交付申請の際の添付書類)

第7条 宣誓者が交付申請書又は再交付申請書により申請をしようとするときは、第4条第1項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、前条第1項第3号又は第4号に掲げる事由に該当する場合を除き、第4条第1項各号に掲げる書類を区長に提出した日の翌日から起算して6か月以内に交付申請書又は再交付申請書を提出するときは、この限りでない。

(宣誓書受領証等の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、宣誓者の双方(第2号に掲げる場合は一方)がパートナーシップ宣誓書受領証等返還届(第6号様式。以下「返還届」という。)に必要事項を自ら記入の上、宣誓者の双方又は一方が当該返還届を区長に提出するとともに、第4条第2項の規定により区長が宣誓者の双方に交付した宣誓書受領証を区長に返還しなければならない。ただし、宣誓者が親族の看護その他やむを得ない理由により一時的に区内の同一住居に居住をすることが困難となったことに伴い、第3条第3号アに定める要件を満たさなくなった場合は、この限りでない。

- (1) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の双方が提出した宣誓書兼申請書の取下げを希望するとき。

2 公正証書等受領証の交付を受けた者は、前項の規定により宣誓書受領証を返還した場合は、宣誓書受領証の返還と同時に第5条第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定により区長が宣誓者の双方に交付した公正証書等受領証を区長に返還しなければならない。

(2021要綱70・一部改正)

(本人確認)

第9条 区長は、宣誓をしようとする者又は宣誓者が宣誓書兼申請書、交付申請書、再交付申請書又は返還届を提出する場合においては、当該各様式を提出する者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 旅券法(昭和26年法律第267号)第2条第2号に掲げる一般旅券
- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類の提示をすることができない場合は、区長が適当と認める書類の提示を求めることにより、本人であることを確認することができる。

(2021要綱70・一部改正)

(通称の使用)

- 第10条 宣誓をしようとする者又は宣誓者は、宣誓書受領証及び公正証書等受領証に表示する氏名について、戸籍上の氏名と併せて、社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称」という。)の使用を希望するときは、宣誓書兼申請書、交付申請書、再交付申請書又は返還届に記入する氏名について、戸籍上の氏名との併記により通称を使用することができる。
- 2 区長は、[前項](#)の規定により宣誓をしようとする者又は宣誓者が通称の使用を希望するときは、宣誓書受領証及び公正証書等受領証に表示する氏名については当該通称を使用するものとする。

(2021要綱70・一部改正)

(様式の定め)

- 第11条 [第1号様式](#)から[第6号様式](#)までの様式は、別に定める。

(2021要綱70・旧第12条繰上・一部改正)

(補則)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(2021要綱70・旧第13条繰上)

附 則

この要綱は、2018年8月20日から施行する。

附 則(2021年2月9日要綱第70号)

- 1 この要綱は、2021年2月9日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の第4条第2項の規定により交付した同項に規定する宣誓書等受領証及び改正前の第5条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により交付した同条第1項に規定する公正証書等受領証の取扱いについては、なお従前の例による。

## 国立市パートナーシップ制度に関する規則

令和3年3月1日規則第4号

(趣 旨)

第1条 この規則は、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例（平成29年12月国立市条例第36号。以下「条例」という。）第10条に規定するパートナーシップ制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(対 象 者)

第3条 条例第10条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達していること。
  - (2) パートナーシップにある者（以下「パートナー」という。）であること。
  - (3) 配偶者がいないこと及び相手方であるパートナー以外の者とパートナーシップにないこと。
  - (4) 民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係（パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。
  - (5) 次のいずれかに該当すること。
    - ア パートナーのいずれか一方が市内に住所を有していること。
    - イ パートナーの双方が届出の日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
    - ウ パートナーのいずれか一方が市内に在勤し、又は在学していること。
- (パートナーシップの届出)

第4条 条例第10条第1項の規定による届出（以下「パートナーシップの届出」という。）をしようとする者（以下「届出者」という。）は、国立

市パートナーシップ届出書（第1号様式）及び市長が別に定める確認書に次に掲げる書類を添えて、これらを市長に提出するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
  - (2) 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書（日本国籍を有しない者にあつては、現に婚姻していないことを証する書類）
  - (3) 市内に在勤している者にあつては、市内に在勤していることが確認できる書類
  - (4) 市内に在学している者にあつては、市内に在学していることが確認できる書類
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 届出者は、パートナーシップの届出の際に、本人であることを証明するため、次の各号のいずれかの書類を提示しなければならない。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 自動車運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書（本人の顔写真が貼付されたものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類  
（通称名の使用）

第5条 届出者は、パートナーシップの届出において、戸籍上の氏名と併せて通称名（戸籍上の氏名以外の呼称で戸籍上の氏名に代わるものとして社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 届出者は、前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、パートナーシップの届出の際に、当該通称名を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

（受理証明書等の交付）

第6条 市長は、パートナーシップの届出があつたときは、第3条に掲げる要件並びに第4条及び第5条第2項に規定する書類を確認の上、国立市パートナーシップ届受理証明書（第2号様式。以下「受理証明書」という。）を当該届出をした者双方に交付する。ただし、第3条第5号イに該当する者に対しては、届出日から3か月以内に双方が市内へ転入したことを証する世帯全員の住民票の写しが提出された後に、受理証明書を交付するもの

とする。

2 市長は、受理証明書の交付を受けた者が希望するときは、国立市パートナーシップ届受理証明カード（第3号様式。以下「受理証明カード」という。）を交付するものとする。

3 前条第1項の規定により通称名を使用したときは、当該通称名及び戸籍上の氏名を受理証明書及び受理証明カード（以下「受理証明書等」という。）に併記するものとする。

（受理証明書等の再交付）

第7条 前条第1項及び第2項の規定により受理証明書等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、受理証明書又は受理証明カードを紛失し、毀損し、又は汚損したときは、パートナー同士が婚姻した場合を除き、市長に対し、国立市パートナーシップ届受理証明書等再交付申請書（第4号様式）を提出することにより、受理証明書又は受理証明カードの再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により受理証明書又は受理証明カードの再交付を受けるときは、当該受理証明書又は受理証明カードを返還しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による再交付の申請について準用する。

（変更の届出）

第8条 受領者は、戸籍上の氏名又は通称名に変更があったときは、国立市パートナーシップ届出書記載事項変更届（第5号様式）に、市長が必要と認める書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による変更の届出について準用する。

3 市長は、第1項による届出があったときは、変更後の戸籍上の氏名又は通称名を記載した受理証明書等を受領者に交付するものとする。

（受理証明書等の返還）

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、国立市パートナーシップ届受理証明書等返還届（第6号様式）に受理証明書等（受理証明カードについては、第6条第2項の規定により交付を受けている場合に限る。次条第2項において同じ。）を添えて、これを市長に提出しなければならない。

（1） パートナーシップを解消したとき。

- (2) パートナーのいずれか一方又は双方が第3条第3号又は第4号の要件を満たさなくなったとき（受領者同士が婚姻したときを除く。）。
- (3) 第3条第5号ア又はウの要件を満たさなくなったとき。
- (4) パートナーのいずれか一方が死亡したとき。
- (5) パートナーのいずれか一方又は双方がパートナーシップの届出をした時点において第3条に規定する要件に該当していなかったことが判明したとき。
- (6) 次条に規定する取消事由に該当するとき。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による返還の届出について準用する。  
（受理証明の取消し等）

第10条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、受理証明を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、受理証明書等の交付を受けたとき。
- (2) 受理証明書等を改ざんし、又は不正に使用したとき。

2 市長は、前項の規定により受理証明を取り消したときは、その旨を受領者に通知し、受理証明書等の返還を求めるとともに、取り消した受理証明書の交付番号を公表するものとする。

（委 任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、この規則の施行の日前においても、第4条の規定によるパートナーシップの届出の受理その他この規則を施行するために必要な準備行為を行うことができる。

様 式（省略）

パートナーシップ届出に当たっての確認書

国立市長 殿

私たちは、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例第10条第1項の規定に基づくパートナーシップの届出に当たり、以下の内容を確認した上で、届出を行います。

年 月 日

届 出 者	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
フリガナ 通称名	フリガナ 通称名
生年月日 年 月 日	生年月日 年 月 日
連絡先（電話番号、メールアドレス等）	連絡先（電話番号、メールアドレス等）

規則	確 認 事 項	
	項 目	回 答 お二人で確認の上、□に「✓」をつけてください
第3条 第2号	パートナーシップにある者であること (参考 条例第2条第10号)パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し協力し合うことを約した、継続的かつ対等な2者間の関係	<input type="checkbox"/> 該当します
第3条 第1号	(年齢要件) 届出日において、双方が成年(20歳)に達していること	<input type="checkbox"/> 該当します
第3条 第3号	(現に配偶者・パートナーがいないこと) 双方に配偶者がいないこと及び届出者以外の者とパートナーシップにないこと	<input type="checkbox"/> 該当します
第3条 第4号	(近親者等でないこと) 互いに直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にないこと (パートナーシップに基づき養子縁組をしている又はしていた)	<input type="checkbox"/> 該当します





## 横須賀市パートナーシップ宣誓証明の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市人権都市宣言の理念に基づき、互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会を目指すため、パートナーシップの宣誓証明に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、又は行うことを約した2人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 本市に住所を有している（本市への転入を予定している場合を含む。）こと。
- (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) 当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（パートナーシップにある者が養子縁組している場合を除く。）。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市民部人権・男女共同参画課の職員へパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し（本市への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類）
- (2) 独身証明書その他これに類する書類

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

(証明書の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓証明書(第2号様式。以下「証明書」という。)に宣誓書の写しを添付し、当該宣誓をした者に交付するものとする。

(証明書の再交付)

第7条 前条の規定により証明書の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該証明書を紛失し、き損し、汚損し又は改姓し、若しくは改名したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書(第3号様式。以下「再交付申請書」という。)により、証明書の再交付を申請することができる。

2 市長は、再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、証明書を再交付するものとする。

(証明書の返還)

第8条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書返還届(第4号様式)に証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2) 一方又は双方が本市域外に転出した場合(一時的な場合及び双方が次条第1項に規定する届出をした場合であって、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結した他の地方公共団体(以下「相互利用団体」という。)へ転出したときを除く。)

(3) 第3条第3号に該当しなくなった場合

(他の地方公共団体との相互利用)

第9条 宣誓者は、相互利用団体へ転出する場合であって、当該相互利用団体において証明書を継続して使用しようとするときは、パートナーシップ宣誓

証明書継続使用届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 相互利用団体の長に対し、当該相互利用団体の長から交付された当該相互利用団体のパートナーシップ宣誓制度における証明書等（以下「相互利用団体証明書」という。）を本市において継続して使用する旨の届出をしたものであって、当該相互利用団体からの本市への転入（当事者双方の転入に限る。）をしたものの当該相互利用団体証明書等は、本市において証明書と同様に取り扱うものとする。

3 相互利用団体証明書等の再交付及び返還については、証明書の再交付及び返還の例による。

（その他の事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第 5 号様式（第 9 条第 1 項関係）

パートナーシップ宣誓証明書継続使用届出書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
	住所 _____
	氏名 _____
	電話番号 _____
	住所 _____
	氏名 _____
	電話番号 _____
	(代筆者)
	住所 _____
	氏名 _____
<p>横須賀市パートナーシップ宣誓証明の取扱いに関する要綱第 9 条第 1 項の規定により、 年 月 日付で交付されましたパートナーシップ宣誓証明書の継続使用を届け出ます。</p>	
転出先の住所等	住所 _____ 住所 _____ 氏名 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____ 電話番号 _____
<p><input type="checkbox"/> この届出書の写しを、協定を締結している転出先の地方公共団体へ提供することに同意します。</p>	

## 芦屋市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみでない者又は性自認（自己が認識している性別）が戸籍上の性と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2者間の関係であって、互いに人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約したものをいう。

### (宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成人であること。
- (2) 一方又は双方が本市に住所を有し、又は本市への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がない、かつ、当該パートナーシップ宣誓に係る相手方以外の者と本制度及び他の自治体を実施する同様の制度でパートナーシップの宣誓又は登録をしていないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となったものを除く。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）又は本市への転入を予定していることが確認できる書類
- (2) 戸籍全部事項証明書（謄本）（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）又は第3条第3号に規定する要件を満たしていることが確認できる書類（宣

誓しようとする者の一方又は双方が外国籍を有する場合に限る。)

(3) 宣誓しようとする者の本人確認資料の写し（提示により確認できる場合を除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、本市に転入した者がパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定（以下「協定」という。）の締結自治体においてパートナーシップの宣誓に係る受領証等（以下「締結自治体受領証等」という。）の交付を受けている場合において、本市転入後も引き続きパートナーシップを継続することを希望するときは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) パートナーシップ宣誓申告書（以下「宣誓申告書」という。）（様式第6号）

(2) 締結自治体受領証等

(3) 住民票の写し

(4) 宣誓しようとする者の本人確認資料の写し（提示により確認できる場合を除く。）

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、転入した者から前項の規定による書類の提出があった場合において、転出元の締結自治体にパートナーシップ宣誓申告に係る通知書（様式第7号）に締結自治体受領証等を添えて交付の事実を通知するものとする。

4 宣誓書又は宣誓申告書には、宣誓しようとする者が自ら署名しなければならない。ただし、自ら署名することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合に限り、宣誓書において通称名を使用することができる。

（パートナーシップの宣誓の証明）

第6条 市長は、宣誓書又は宣誓申告書を提出した者が第3条に規定する要件を満たしていると認めたときは、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）を交付することによりパートナーシップ宣誓書の受領証明を行う。

（受領証の再交付）

第7条 受領証の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、受領証を紛失し、又は著しく毀損し、若しくは汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第3号。以下「再交付申請書」という。）を提

出することにより、受領証の再交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証を再交付するものとする。

(パートナーシップの宣誓内容の変更)

第8条 受領者は、宣誓した内容に変更が生じた場合は、速やかにパートナーシップ宣誓内容変更届(様式第4号。以下「変更届」という。)に変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、その内容を確認し、変更後の内容を記した受領証を発行するものとする。この場合において、変更前の受領証は、回収するものとする。

(受領証の返還)

第9条 受領者(受領証を紛失している者を除く。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第5号)を提出するとともに、受領証を市長に返還しなければならない。ただし、一方又は双方が協定の締結自治体へ転出する場合は、この限りでない。

(1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合

(2) 第3条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当しなくなったとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月17日から施行する。

この要綱は、令和3年4月6日から施行する。

(様式第6号)

芦屋市長 宛

パートナーシップ宣誓申告書

芦屋市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第4条第2項の規定により，転入前の自治体において宣誓書受領証等に類する書類を交付されたことを申し出ます。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_ 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

通称名 \_\_\_\_\_ 通称名 \_\_\_\_\_

旧住所 \_\_\_\_\_ 旧住所 \_\_\_\_\_

宣誓日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 養子縁組 \_\_\_\_\_ 有 ・ 無 \_\_\_\_\_

(代筆者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

※交付された受領証等（2人分）及び住民票（写し）を添付して提出ください。

本申告書に基づき氏名，通称名，旧住所及び本市受領証の交付日について，提出された受領証等を添えて転出元自治体へ通知することに同意します。

※同意される場合は，してください。同意されない場合は手続きできません。



(様式第7号)

年 月 日

市(町)長

様

芦屋市長 印

パートナーシップ宣誓申告に係る通知書

芦屋市パートナーシップ宣誓制度実施要綱第4条第3項の規定により、貴市町より本市に転入された方からパートナーシップ宣誓申告書の届出があり、本市において宣誓書受領証を交付しましたので通知します。

届出のあった者

住 所 \_\_\_\_\_ 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_

通称名 \_\_\_\_\_ 通称名 \_\_\_\_\_

旧住所 \_\_\_\_\_ 旧住所 \_\_\_\_\_

新受領証交付日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

添付書類 受領証等(2人分)